

令和5年度第7回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和5年10月10日(火) 開会 9:30～

2. 開催場所

岡垣町役場 大会議室

3. 出欠の状況

(1) 出席農業委員 9名

俵口 和義	桃川 公治	大村 武彦
田中 誠二	野中 良雄	山田 和夫
花田 三枝	門司 雅門	神谷 義幸

(2) 欠席農業委員 3名

木原 緑	廣渡 秀雄	安部 慈人
------	-------	-------

(3) 出席農地利用最適化推進委員 2名

増田 重美	亀石 正史
-------	-------

4. 委員会に附した議案

議案第 24号	農地法第3条の許可申請について
議案第 25号	農地法第5条の許可申請について
議案第 26号	農地の一時利用について
議案第 27号	農用地利用集積計画(所有権の移転)について

5. 事務局出席者

秦 啓 深田 秀信 中井 優介

議長 　ただ今より第7回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。おはようございます。

全員 　おはようございます。

議長 　それでは現地確認について事務局をお願いします。

事務局 　今から現地確認に向かいます。対象地は農地法5条に関して吉木が1件、町による農地の一時利用に関して波津が1件です。以上です。

議長 　はい、それでは早速現地確認に行きたいと思いますので、暫時休憩いたします。

【現地確認】

議長 　それでは再開します。議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、6番の花田委員、7番の門司委員よろしくお願ひ致します。それでは早速議事に入りたいと思います。議案第24号 農地法第3条の許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 　それでは議案の1ページをご覧ください。議案第24号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求めます。令和5年10月10日提出、岡垣町農業委員会会長俵口和義。

今回1件の申請が出されています。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は3筆です。1筆目内浦31、地目は田、面積は1,288㎡、区分は農振農用地、2筆目が内浦35、地目は田、面積は1,966㎡、区分は農振農用地、3筆目が内浦297、地目は田、面積は1,074㎡、区分は農振白地、目的は所有権の移転です。2ページに位置図を載せています。場所としては、芹田交差点の付近が2筆、成田山の登り口付近に1筆です。

それでは別紙でお配りしております調査書をご覧ください。第1号農地の全部効率利用については、所有地で水稻や野菜などを栽培しており、農作業への従事者の状況からすべての農地を効率的に利用できるものと見込まれるため不許可には該当しないとしています。第4号農作業常時従事については、耕作に必要な日数である150日以上を超えていますので問題なしとしております。第5号転貸の禁止については、登記簿を確認したうえで譲渡人の所有地である事が確認できておりますので問題なしとしております。第6号地域との調和については、今回の申請地が居住地の隣接区域の農地であり、農作業の効率化や総合的な利用に支障は生じないと見込まれるため問題なしとしております。説明については以上です。

議長 　はい、それでは議案第24号について、何かご意見、ご質問等ございましたら、ないようで

したら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第 25 号 農地法第 5 条の許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

それでは議案の 3 ページをご覧ください。議案第 25 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。令和 5 年 10 月 10 日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口和義。

今回 1 件の申請が出されております。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は 2 筆です。1 筆目が吉木 1489-1、地目が田、面積は 473 m²、区分は農振白地、2 筆目が吉木 1490-4、地目は田、面積は 40 m²、区分は農振白地、権利内容は所有権の移転で、目的は駐車場の増設です。

位置図を 4 ページに載せています。場所は吉木西の三叉路のそば、西圓寺の駐車場の隣接地です。計画図を 5 ページに載せています。既存の駐車場と一体として利用する計画で、駐車台数は 19 台です。申請地は駐車場よりも 1m ほど高いため、既存の駐車場に向けて傾斜を取るように切土を行います。また、申請地と駐車場の間に側溝があるため、蓋をかけて渡れるようにし、その周囲に柵を設置します。工期は 11 月から令和 6 年 3 月末です。

それでは別紙でお配りしております許可基準チェック表の 2 ページをご覧ください。1. 立地基準については、第 1 種・第 3 種以外の農地のため、第 2 種農地となります。続いて 2. 一般基準です。1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と残高証明書から問題ないことを確認しております。2 転用行為の妨げとなる権利を有するものの同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から許可後すぐに着工することを確認しているため○としています。4 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みについては、県道の歩道切り下げ等について既に許可書が発行されておりますので○としています。6 転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので○としています。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された被害防除計画と水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。説明については以上です。

議長

それでは、当該委員さん所見をお願いします。

門司委員

事前に相談があった際、当初は水路部分が蓋掛けではない設計だったため、掃除がしやすいよう蓋掛けにするよう指導している。

議長

何かご意見、ご質問等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第 26 号、農地の一時利用届について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案の7ページをご覧ください。議案第26号、農地の一時利用届について。農地法施行規則第29条に規定される町による農地の一時利用について、意見を決定するため審議を求める。令和5年10月10日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口和義。

今回、町の都市建設課から1件届出があっています。申請地は2筆です。1筆目が波津1024、地目は田、面積は1,750㎡のうち520㎡、区分は農振白地、2筆目が波津1025、地目は田、面積は782㎡のうち100㎡、区分は農振白地、ともに所有者と耕作者は記載のとおりです。利用目的は河川の災害復旧工事に伴う作業路の確保で、利用期間は11月1日から令和6年1月31日までです。

8ページに位置図を載せています。場所としては、湯川集落の登り口から入ってすぐ左手の農地となります。計画図を9ページに載せています。農地の端に沿って災害箇所まで作業路を敷設するものです。一時利用の道幅は5mで、作業箇所前のみ8mとなっています。説明については以上です。

議長 何かご意見、ご質問等ございましたら。はい、山田委員。

山田委員 どのような工事内容なのか。また、工事の際に重機は使用するのか。

事務局 崩れたのり面にコンクリート擁壁を設置します。重機は使用します。

山田委員 重機が通って田ののり面が崩れるようなことはないのか。

事務局 そのようなことが無いよう、担当課で設計してあるものと考えております。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第27号、農用地利用集積計画（所有権の移転）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案の10ページ目をご覧ください。議案第27号 農用地利用集積計画（所有権の移転）の決定について。農地の所有権の移転に関する農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、審議及び決定を求める。令和5年10月10日提出 岡垣町農業委員会 会長 俵口和義。

こちらは中間管理機構を通した農地売買事業で、今回1件の申請があがっております。対象地は14筆です。位置図を12ページ以降に載せております。今回は土地所有者から機構への売渡ですが、12月の総会で機構から買い手への申請が提出される予定です。説明については以上です。

議長 何かご意見、ご質問等ございましたら。はい、門司委員。

門司委員 事業活用にあたっては利点があると思うが、買い手や条件等決まった状態で申請されるものなのか。

事務局 申請時点で買い手や条件は決まっています。窓口に農地を譲渡する旨の相談があった場合、事業が活用出来そうであれば、相談者へ案内をしています。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、その他の項に入ります。

【その他の事項】

その他

1. 農業委員会視察研修について

2. 今後の日程について

○福岡県農業会議北九州支部関係者とJA北九幹部との意見交換会

- ・日時：11月10日（金）午後4時から
- ・場所：はつしろ黒崎店
- ・参集範囲：会長、事務局長

5. 次回の日程について

- ・日時：11月9日（木）午前9時30分から
- ・場所：岡垣町役場 301会議室

議長 それでは、以上をもちまして第7回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
